

555 Capitol Mall, Suite 300

Sacramento, California 95814

Call toll free: 1-866-356-5217

Fax: 916-319-9295

Email: votersfirstact@auditor.ca.gov

## 選挙区改定および選挙区改定市民委員会 (Citizens Redistricting Commission) に関するファクト シート

- カリフォルニア州では、連邦国勢調査の新統計に基づき、10 年ごとに上院、 下院、州査定平準局の選挙区を改定することになっています。
- 2008 年 11 月、提案11 号として発表された Voters FIRST Act (以後「法令」) がカリフォルニア州有権者によって通過されたことにより、選挙区改定市民委員会 (Citizens Redistricting Commission) の設立が承認されました。2008 年までは、カリフォルニア州議会議員が選挙区を改定していました。
- 法令では、選挙区改定市民委員会 (Citizens Redistricting Commission) の委員の選出申請プロセスは州監査局が開始するよう 義務付けています。
- 選挙区改定の任務を根本的に担う委員会の委員、最初の 8 名の選出は、政治的な結びつきや利害の抵触がなく政府の仕組みを理解している無党派の機関によって管理してほしいという希望から、有権者によって同委員会申請の開始の義務が州監査局に授けられました。
- 選挙区改定は、全州民の代表選出が公正に行われるよう各選挙区の人口を合理的に 均等にすることを目的に策定された、無党派の厳格な規則に従って選挙区改定市民 委員会(Citizens Redistricting Commission)が行います。
- ほかに 11 の州が現在、無党派または超党派による選挙区改定委員会を採用しており、その委員は公職に就いていない市民で構成されています。それらは、アラスカ、アリゾナ、コロラド、ハワイ、アイダホ、アイオワ、ミズーリ、モンタナ、ニュージャージー、ペンシルバニア、ワシントンの各州です。アーカンソーとオハイオでは、委員の全員が選出議員である選挙区改定委員会を採用しています。
- 委員会は、民主党員 5 名、共産党員 5 名、そのいずれにも属しない人 4 名の計 14 名で構成されます。
- カリフォルニア州の場合、委員となるには、登録されている有権者が指名される直前の 5 年間、同一の政党に所属していることをカリフォルニア州に登録している場合、またはどの党にも属していない場合で、過去 3 回の州総選挙で 2 回以上投票していることが資格となります。

(続く)



- 有権者本人またはその家族が、国会議員または州議会議員候補者として指名、選出されたか、候補したことがある場合、あるいは州の政党、または国会の候補者キャンペーン委員会、州の公選職の役員または職員、報酬の対象となるコンサルタントを務めたことがある場合、または登録されたロビイストである場合は、委員を務めることはできません。
- 委員会での投票によって、3つの選挙区地図、つまり上院議員選挙区、下院議員選挙区、査定平準局員選挙区が承認されます。委員会によって 3 つの最終選挙区地図が承認されると、これらの地図はその決定の根拠を説明する報告書とともに州務長官に提出され承認を受けます。

###

